

かほだより

27-7号
H27.10.13



長野県伊那家畜保健衛生所
TEL: 0265-72-2782, 090-5444-0970
Fax: 0265-72-2765
E-mail: inakachiku@pref.nagano.lg.jp
住所: 伊那市西町 5764
伊那諏訪家畜産物衛生指導協会
TEL&FAX: 0265-76-8086

高病原性鳥インフルエンザ発生予防の徹底を！！

「高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」から

平成27年9月9日、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チームから「平成26年度冬季における高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」が公表されました。平成26年度の発生を振り返り、今後の本病予防対策に万全を期してください。

発生経過

平成26年12月16日、本病（H5N8亜型）が宮崎県延岡市で発生し、その後、12月28日に宮崎県宮崎市、12月30日に山口県長門市、平成27年1月15日に岡山県笠岡市、1月18日に佐賀県有田町でそれぞれ発生した。今回の各発生事例で、近隣諸国で本病が比較的大規模に発生し、国内の野鳥でも検出されている中であっても、日頃からの飼養衛生管理が適切に行われ、発生時に早期発見、通報がなされ、それに続く殺処分等の的確な防疫対応も功を奏し、続発・まん延することなく終息した。

発生農場の周辺環境

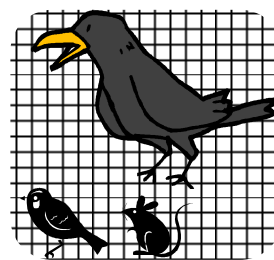
鶏舎すぐ近くに池や河川など渡り性の水鳥が飛来する場所や、鶏舎周辺に雑木林等があり、森林性野鳥やネズミ等の小動物の生息にも適した環境だった。

侵入経路・侵入時期

平成26年12月から平成27年1月にかけて養鶏場で発生した鳥インフルエンザ5例から分離されたH5N8亜型ウイルスは遺伝学的に互いに近縁だったが、平成26年4月に熊本の養鶏場で発生した事例から分離されたH5N8亜型ウイルスとは遺伝学的に異なっていた。春の渡りの時期に、渡り性水鳥が繁殖する北方地域に持ち込まれ、そこで維持された後に、平成26年の秋の渡りに伴って日本や他の越冬地域に持ち込まれたH5N8亜型ウイルスによって発生が起こった可能性が高い。

農場の周辺環境がウイルスに汚染されていた場合、人や車両、小鳥等の野鳥、ネズミ等の野生動物が鶏舎へのウイルス侵入に関与した可能性は否定できない。

発生予防の取組に関する提言（抜粋）



（１）家きんの健康観察及び早期通報

今回の発生株は、鶏農場での早期発見が容易なウイルスではなかったと推察される。しかし、日頃から緊張感をもった警戒をし、飼養衛生管理を徹底し、発生した際にも早期通報及び迅速なまん延防止措置が実施されたことにより、感染拡大を防ぐことができたと考えられる。

（２）野鳥・野生動物によるウイルスの侵入防止対策

農林水産省が実施した研究の結果、農場内には多様な野生動物が侵入している一方で、飼養者の多くはこれらの侵入を認識していなかったことが判明している。このため、野生動物の侵入防止対策を徹底することが必要である。

（３）防疫対策の再徹底

昨冬から本年春にかけて世界各国で流行したウイルスが、本年春に渡り鳥によりロシア等の営巣地に持ち帰られ、そこで維持されている可能性は否定できない。このため、これらのウイルスが、今秋以降の渡り鳥の飛来に伴って日本に持ち込まれる可能性を考慮し、家きん舎に入る際の消毒を徹底するなど、改めて農場のバイオセキュリティを点検し、これまで以上の厳重な警戒が必要である。

（４）情報収集

今後とも、世界各国における本病の発生情報等を収集・分析し、防疫対策に活用する必要がある。特に、我が国へ渡来する渡り鳥の移動経路上にある中国、韓国等における鳥インフルエンザに関する情報を積極的に収集する必要がある。

平成26年度 国内での高病原性鳥インフルエンザ発生状況

番号	都道府県	市区町村	家きんの種類	疑似患者決定日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	羽数	
1	宮崎県	延岡市	肉用種鶏	H26.12.16	陽性(A型)	陽性(H5)	陽性(H5N8)	H26.12.19	4,000
2	宮崎県	宮崎市	肉用鶏	H26.12.28	陽性(A型)	陽性(H5)	陽性(H5N8)	H26.12.31	42,000
3	山口県	長門市	肉用種鶏	H26.12.29	陽性(A型)	陽性(H5)	陽性(H5N8)	H26.12.31	37,000
4	岡山県	笠岡市	採卵鶏	H27.1.15	陽性(A型)	陽性(H5)	陽性(H5N8)	H27.1.17	200,000
5	佐賀県	有田町	肉用鶏	H27.1.17	陽性(A型)	陽性(H5)	陽性(H5N8)	H27.1.19	73,000
☆	熊本県	多良木町	肉用鶏(1人2町村2農場)	H26.4.13	陽性(A型)	陽性(H5)	陽性(H5N8)	H26.4.17	112,000

◎家畜伝染病予防法に定める家きんは、鶏、あひる(アイガモ含む)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の7鳥種です。